

平成27年第3回定例会9月30日

日程第29. 報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更の報告について

○議長 宮城清政君 日程第29. 報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩(午後0時56分)

再開(午後0時57分)

○議長 宮城清政君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

記1. 専決処分事項 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更について。2. 専決処分した理由 議会の議決を得た工事請負契約について、請負金額の400万円以内の変更であります。

次のページをお願いします。9月24日に専決処分をしております。その専決処分の変更事項ですが、変更前契約額4,968万円。増額金額 324万円。変更後契約額 5,292万円。

(2) 契約の相手方 住所沖縄県那覇市宇栄原6丁目14番5号 有限会社岸本組 代表取締役岸本ひろみ。2. 変更した理由 仮設土留材の鋼矢板を当初は引き抜く計画であったが、現場周辺土質が予想より軟弱であり、引き抜くことで近接地盤の沈下、建築物のひび割れ等のおそれがあることから、鋼矢板の引き抜きをせず埋め殺しとすることにしたことによるものです。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ご説明させていただきます。報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更。こちらも先ほどの報告第10号と同じで、昨年、平成26年9月30日第3回定例会において請負契約の可決をしていただきました現場となっております。今回、設計変更によりまして増額金額324万円の増額の契約を行っております。変更しました理由としまして先ほど副町長のご説明がありましたとおり、当初のボーリングデータに基づく地盤よりも現地は軟弱だと判明しております。その結果、隣接している建築物等にひび割れや破損のおそれがあると判断したことから、

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 30 日

鋼矢板、矢板枚数43枚を引き抜かずに埋め殺しをしました結果、今回の増額金額となっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更の報告については、これをもって終わります。